

## 令和7年度 就学援助費受給の申請に必要な添付書類一覧

令和7年4月1日時点で以下のいずれかの申請理由に該当する見込みであること。

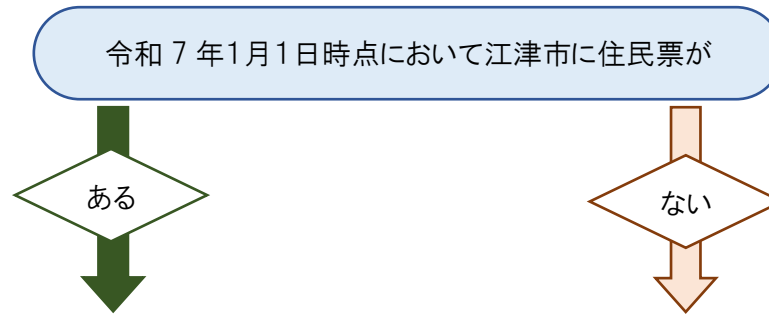
申請理由		申請に必要な添付書類		備考
		小学校・中学校の新1年生になるお子さんがいる家庭 → 3月の新入学用品費の支給対象世帯	左記以外の家庭 (小学校・中学校の新1年生になるお子さんがいない家庭)	
1-7	生活保護法に基づく保護の停止または廃止	不要	不要	
1-イ	市町村民税の非課税 (所得割額・均等割額ともに非課税)	①令和6年分の給与所得の源泉徴収票の写し ②令和6年分確定申告書「控」の写し(要受付印) ③令和6年分市県民税申告書の写し(要受付印) ①②③のいずれかを提出。生計同一世帯内の世帯員ごとに必要です。	令和7年度所得・課税証明書 (令和7年1月1日時点で江津市に住民票がない人のみ提出。詳しくは <u>ウラ面の注意事項をご確認ください</u> )	世帯全員が非課税であること (生計同一の別世帯含む)
1-ウ	市町村民税の減免	不要	不要	
1-エ	個人の事業税の減免	減免決定通知書の写し	減免決定通知書の写し	
1-オ	固定資産税の減免	不要	不要	
1-カ	国民年金の掛金の減免	減免決定通知書の写し	減免決定通知書の写し	世帯全員が対象 申請時と7月更新時に提出が必要
1-キ	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	不要	不要	世帯全員が対象 軽減(平等割、均等割)は除く
1-ク	児童扶養手当の受給 ※ひとり親世帯に給付される手当	児童扶養手当証書の写し	児童扶養手当証書の写し	
1-ケ	生活福祉資金貸付制度による貸付	貸付の決定通知書の写し	貸付の決定通知書の写し	
2	申請理由1-7~1-ケに該当しないが、 経済的な理由で就学困難な者	①令和6年分の給与所得の源泉徴収票の写し ②令和6年分確定申告書「控」の写し(要受付印) ③令和6年分市県民税申告書の写し(要受付印) ①②③のいずれかを提出。生計同一世帯内の世帯員ごとに必要です。	令和7年度所得・課税証明書 (令和7年1月1日時点で江津市に住民票がない人のみ提出。詳しくは <u>ウラ面の注意事項をご確認ください</u> )	世帯の所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を認定 (生計同一の別世帯を含めて審査します)
3	生活保護を受けている世帯	不要	不要	



注意事項



「1-イ 市町村民税の非課税」または「2 申請理由 1-ア~ケに該当しないが、経済的な理由で就学困難な者」の場合



令和7年1月1日時点において江津市に住民票がある場合	令和7年1月1日時点において江津市に住民票がない場合
<p>江津市が交付する「令和7年度所得・課税証明書」の提出は不要です。</p> <p>※市民税課税台帳等の内容を教育委員会が確認します。申請者（保護者）の同意については、就学援助費受給申請書に記載しています。なお、この確認の結果を本制度の審査以外に用いることはありません。</p> <p>※生計同一世帯内に江津市外の世帯員が含まれる場合は、その世帯員の令和7年度所得・課税証明書が必要となります。</p>	<p>令和7年1月1日時点において住民票のある市区町村に「令和7年度所得・課税証明書」の交付申請をお願いします。</p> <p>※ただし、就学援助費受給申請時点では令和7年度所得・課税証明書の交付はできません。令和7年5月または6月から交付できるようになります。該当の市区町村の役所にお問い合わせください。</p> <p>※就学援助費受給申請書を先に提出してください。令和7年度所得・課税証明書は該当の市区町村で交付ができるようになってから提出してください。</p>

※18歳以上の人は所得の審査対象になります。（学生や世帯員の扶養に入っている場合を除く）

※生計同一世帯内に未申告者がいる場合には、審査ができません。必ず申告してください。